

令和7年9月26日

報道関係 各位

田辺市健康増進課
課長 井田 範子

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種事業の実施について

平素は、保健行政にご理解、ご協力いただき、御礼申し上げます。

さて、田辺市では、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種についての助成を下記のとおり実施しますので、報道方よりしくお願いいたします。

記

期 間： インフルエンザ：令和7年10月1日から令和8年1月31日
新型コロナウイルス感染症：令和7年10月1日から令和8年3月31日

対 象 者： 接種を希望する下記の田辺市民

(1) インフルエンザ

昭和36年1月31日までに生まれた方で接種時満65歳以上の方

新型コロナウイルス感染症

昭和36年3月31日までに生まれた方で接種時満65歳以上の方

(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方

(3) 生後6か月以上60歳未満の方であって、上記(2)の障害を有する方

実施医療機関： 送付した一覧表から一部変更があります。

詳細はホームページをご覧ください。

自己負担： インフルエンザ 1,500 円

新型コロナウイルス感染症 3,000 円

そ の 他： 詳しくは、別紙をご参照ください。

■連絡先

健康増進課庶務係

担当氏名 那須

内線 3361

電話番号 0739-26-4901

インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種について

田辺市では、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種を希望する田辺市民のうち、下記の対象者に対し、費用の一部を助成します。

(1) インフルエンザ：令和8年1月31日現在で65歳以上の田辺市民

新型コロナウイルス：令和8年3月31日現在で65歳以上の田辺市民

※令和7年12月31日までに65歳になる方は田辺市より案内を送付します。

※令和8年1月1日以降に65歳になる方はホームページまたは健康増進課、各行政局で申請する必要があります。

(2) 60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方（身体障害者手帳1級相当）

※令和7年10月2日以降に60歳になる方で、誕生日までに接種希望の方は、(3)で接種できます。

ただし、事前に健康増進課へ申請する必要があります、償還払いでの対応となります。

申請に来ていただく際、健康増進課より送付があった「インフルエンザ予防接種のお知らせ」「依頼券」「予診票」を必ずご持参いただきますようお願いいたします。

(3) 生後6か月以上60歳未満の方であって、(2)の障害対象の方

(1)(2)の対象者は、インフルエンザ予防接種では1,500円、新型コロナウイルス感染症予防接種では3,000円の自己負担が必要です。(3)の対象者は、償還払いでの対応となるため、接種費用は一旦全額自己負担となります。接種後に償還払い申請手続きをしていただくことで、接種費用から自己負担金を差し引いた金額を助成します。助成額や助成回数等、詳しくはお問合せください。

接種は、市が委託する医療機関で行います。事前に希望される医療機関に予約の上、できる限りかかりつけ医のもとで接種してください。

(1)の対象者につきましては、令和7年9月下旬に個人ごとにインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症予防接種依頼券を同封した案内を発送しています。ただし、令和7年10月2日以降に65歳になる方については、依頼券に記載しているとおり誕生日以降に接種が可能となりますのでご注意ください。依頼券に記載の期間外に接種されますと、市の予防接種としてではなく、任意接種としての扱いとなり全額自己負担となりますので、予約の際には接種期間の確認を行い、市が委託している医療機関で接種してください。

(2)(3)の対象者につきましては、助成を受けるために、事前に助成対象であることの認定申請が必要となります。ただし、令和7年10月1日時点において、既に身

体障害者手帳の交付を受けている方については、市から案内を郵送するため、助成対象認定申請は不要となります。

(1) (2) の対象者に発送した接種案内

- ・インフルエンザ予防接種のお知らせ（注意事項などを記載）
- ・インフルエンザ予防接種依頼券
- ・インフルエンザ予防接種予診票
- ・実施医療機関一覧

(3) の対象者に発送した接種案内

- ・インフルエンザ予防接種のお知らせ（注意事項などを記載）
- ・田辺市定期外インフルエンザ予防接種助成金交付申請書兼請求書